

# 裁 判

## なぜ控訴しなかったのか

### 判決を重く受け止めて



もり はるし 議員  
森 治史

**問** 9月議会で同僚議員の「森被告の認識には明白な事実誤認が認められたのであるから、職員が探していた業者が落札した業者と一致するという供述部分をそのまま信用する事ができない」という質問に、副町長は議員が言ったとおりと答弁している。しかし「私は誤認は絶対にしていない」ので、控訴も考えたが、判決文では「ラッキョウ畑の本件記事の表現は原告の執行部に対する被告らの考えや解釈を断定的に押し付けるもの

ではなく、あくまでも読み手の判断に委ねる形になっており、直ちに不当なものとはいえない。本訴は不当控訴（国家賠償法の不当行為）に当たると認め、被告に対して各11万円の賠償金の支払いが命じられていること、また、事実誤認を認めて謝罪しない被告に対する制裁目的があり、このような提訴をするのは裁判制度を悪用するものだ」など、我々には十分な判決内容になっている。加えて控訴すれば行政はまた住民の税金で裁判費用を支払うことや、何より勝訴側には控訴が認められていない事などで断念した。私に全て誤認していて、入札には間違いがないと言いつのならば、判決を受け取ってから30日以内になぜ控訴をしなかったのか。

### 答 大西町長

不当行為であると指摘された事であり、行政として法令順守を最重要視しなければならぬ組織であり、公的機関の判決を重く受け止めて、という事が裁判の控訴断念にある。

## 学校給食

パート雇用を  
正規職員を配置

**問** 平成25年4月から町内の学校給食センターの運営が指定管理者制度になる。一番の目的は運営にかかる経費削減だと思いが、経費の内食材、水道光熱費、維持管理費、人件費のどれが移行するのか。給食に伴う職員については、調理師資格は必要ないはずなので、町内の小中学校11校の校務員配置は夏、冬、春休み、土日祭日は給食がないことを考えれば、子育て中のお母さんをパート雇用し、毎年時給

を上げるなどをする事によって、子育て支援も兼ねた対応となる。正規職員は庁舎、支所への配置で人件費の削減になると思うがどうか。

### 答 坂本教育長

業務委託する部分は、調理及び、配送業務の人件費にあたる。水道光熱費は行政負担となる。学校現場での校務員

の果たす役割は、教職員の一員として子ども達に関わり、児童生徒の確かな成長を教職員と共に支えることであり、また夏休みは普段できない学校の環境整備なども行っている。給食業務の重要性をあらわして考慮し、伊田小学校を除く町内全域の小中学校に正規職員を配置する。



改修中の入野小学校ランチルーム